

不登校児童生徒の 保護者のための 支援ガイド

第4版



石川県教育委員会

はじめに

教育機会確保法のもと、学校は、すべての子供たちが安心して学校生活を送れることを目指しています。しかし、小・中・高等学校の不登校児童生徒数は急増し、令和6年の調査では約42万人となっています。その要因や背景は様々ですが、根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているとも考えられます。

不登校は、問題行動ではありません。誰にでも起こり得ることです。しかし、県教育委員会としては、不登校により、学びにアクセスできない子供たちをゼロにしたいと考えています。

そこで、下記の3つの考え方を持って、誰一人取り残されない学びの保障の実現に取り組んでいます。

- 児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
- 児童生徒の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
- 学校を、児童生徒のみんなが安心して学べる場所にします。

このガイドは、学校に行きづらさを感じている子供たちをもつ保護者の方々に、不登校に関する様々な情報を提供し、安心感を持っていただくことを目的に、文部科学省の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」を踏まえて作成しました。

是非、ご一読いただくとともに、これからも学校と保護者、地域が一体となって、生徒の社会的自立に向けて歩んでまいりたいと考えています。

不安や困りごと、一人で悩まず、相談してみませんか

石川県教員総合研修センター(教育相談課)

幼児・児童・生徒の学校生活や教育に関する相談を行っています。
電話相談だけでなく、来所による相談（無料）にも応じています。
事前に電話で申込みください。



○電話番号： **076-298-1682**

○対 象： 幼児、小・中・高校生の本人、保護者、教職員など

○相談時間： 月曜日～金曜日 8：30～17：15

※土日祝日、8月10日～20日、12月16日～1月5日、3月16日～4月5日は、
電話相談の取り扱いができない日です。



24時間子供SOSダイヤル

いじめや不登校など、児童生徒が発するSOS全般を受け止める夜間・休日を含む24時間体制の窓口です。

○電話番号： **0120-0-78310** （フリーダイヤル）

○対 象： 児童生徒本人、保護者

○相談時間： 24時間365日

子供が
☐いやな思いをしている
☐学校に行きづらい
☐学校や友達、家族のことで
なやんでいる

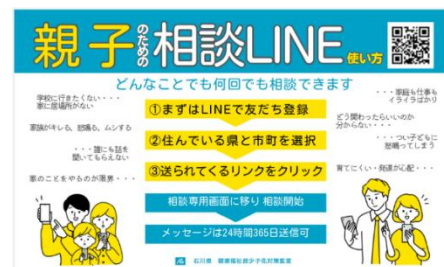


親子のための相談LINE

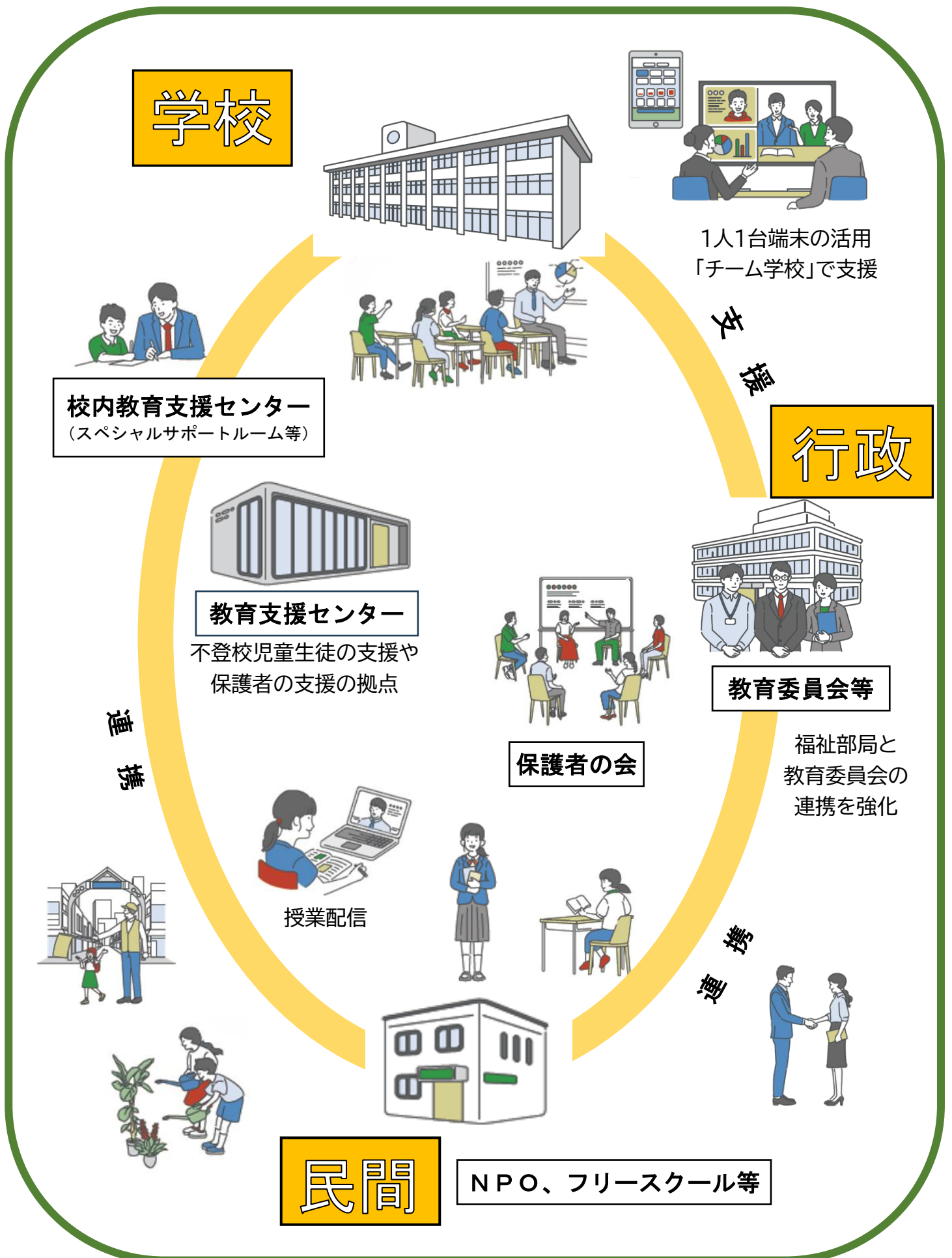
「親子のための相談LINE」は、子育てや親子関係について悩んだときに、子どもやその保護者の方などが相談できる窓口です。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/oyakosoudanline.html>

- ・匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。
- ・相談内容の秘密は守られます。



1 つながりのイメージ



(*文部科学省「COCOLOプラン」を参考に作成)

2 児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に 学べる環境を整えます

不登校は、誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に、多様な学びにつながるができるようにしたいと考えています。

このため、学校では児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。



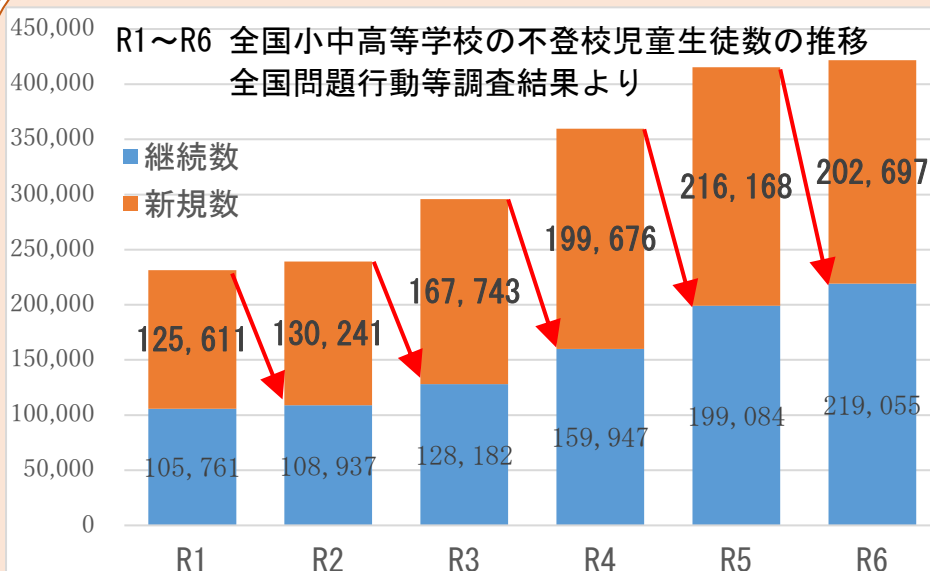
教育支援センター

登校できなくなった子供たちのために、心が安定する居場所づくりと、体験活動や児童生徒一人一人に合わせた個別学習を通じて、学校復帰への支援をはじめとする自立支援を行っています。

ここ数年の傾向では、県内の教育支援センターの通室生のうち、約6割の子供たちが学校に復帰しています。

県教育支援センターの「やすらぎ教室」には、相談員・指導員のほか、スクールカウンセラー（S C）・スクールソーシャルワーカー（S S W）などの専門家もいます。様々なご相談に対応できる体制が整っていますので、ぜひご相談ください。

不登校児童生徒の推移

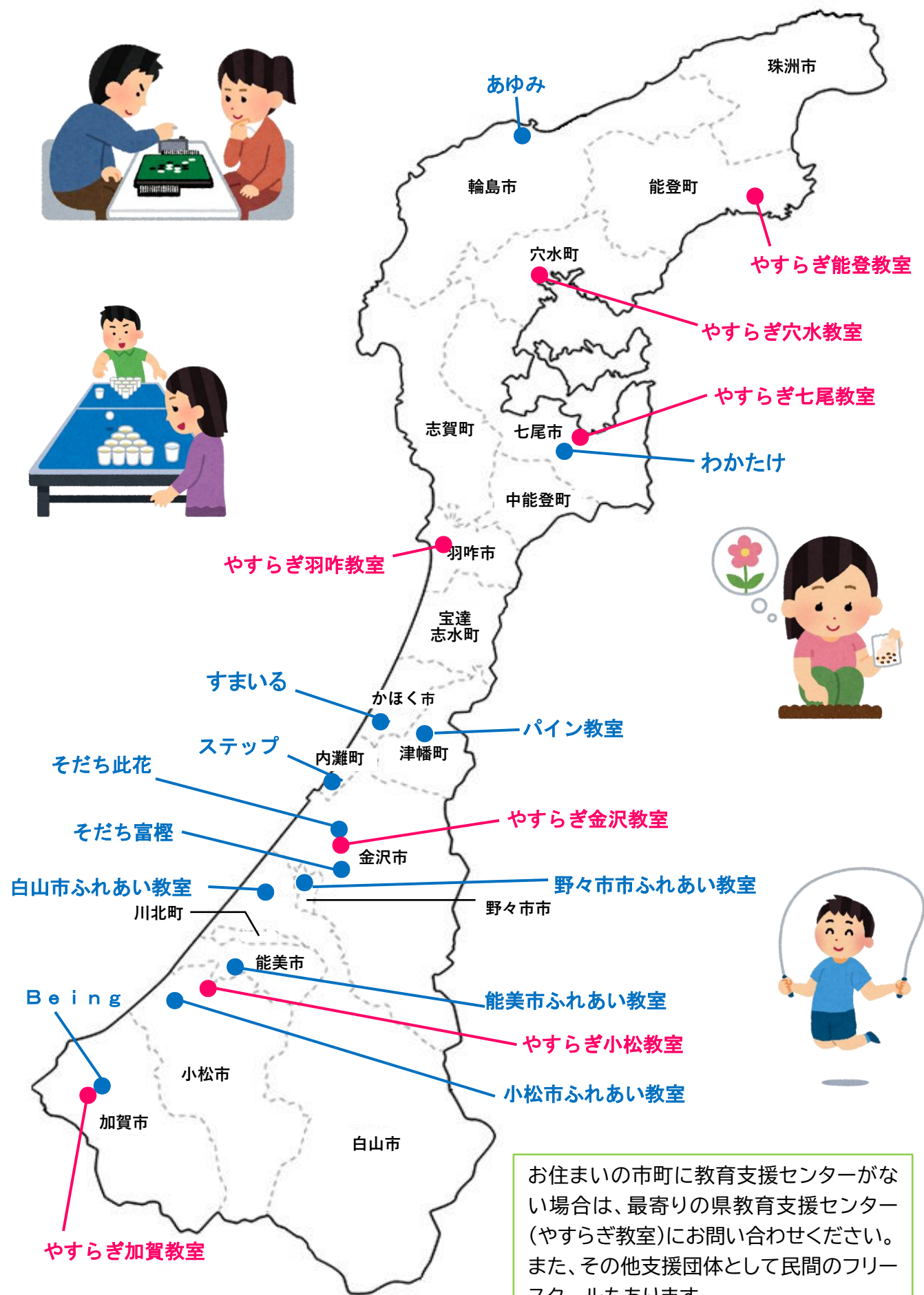


翌年に、先生や教育支援センター、S CやS S W等の支援により、登校する又はできるようになる児童生徒が約半数います。（図→）

学校や教育支援センターと協力して対応していくことが大切です。

○教育支援センター設置状況（R7.4 現在）

赤字：県施設 青字：市町施設



お住まいの市町に教育支援センターがない場合は、最寄りの県教育支援センター（やすらぎ教室）にお問い合わせください。また、その他支援団体として民間のフリースクールもあります。

○県の施設

地区	県教育支援センター	所在地	住所	電話番号
加賀	やすらぎ加賀教室	加賀聖城高校	加賀市大聖寺馬場町 28番地	0761-72-3220
小松	やすらぎ小松教室	小松北高校	小松市島田町イ 85-1	0761-23-6669
金沢	やすらぎ金沢教室	金沢中央高校	金沢市泉本町 6-105	076-243-1612
中能登	やすらぎ羽咋教室	羽松高校	羽咋市吉崎町ラ 1-2	0767-22-0345
中能登	やすらぎ七尾教室	七尾城北高校	七尾市西藤橋町工 1-1	0767-53-2296
奥能登	やすらぎ穴水教室	旧輪島農林総合事務所	穴水町字大町リ 78-2	0768-52-2258
奥能登	やすらぎ能登教室	能登高校	能登町字宇出津マ字 106番地7	0768-62-2527

○市町の施設

市町	市町教育支援センター	住所	電話番号
加賀市	Being	加賀市三木町二98-1	0761-73-0118
小松市	ふれあい教室	小松市小馬出町1番地	0761-24-8124
能美市	ふれあい教室	能美市秋常町チ115番地	0761-58-7867
白山市	ふれあい教室	白山市古城町2	076-275-7566
野々市市	ふれあい教室	野々市市本町4丁目21-27	076-248-8456
金沢市	そだち此花	金沢市此花町2-7	076-243-0874
金沢市	そだち富樫	金沢市富樫3丁目10-1	076-243-0874
津幡町	パイン教室	津幡町字庄二71番地	076-288-5363
内灘町	ステップ	内灘町鶴ヶ丘5-1-337	076-286-5481
かほく市	すまいる	かほく市宇野気二110番地1	076-283-7170
七尾市	わかたけ	七尾市八幡町二部4	0767-57-5671
輪島市	あゆみ	輪島市堀町1-14	0768-23-1172

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。児童生徒のペースに合わせて学習や生活をしたり、教職員が相談に乗ったりして支援します。

現在、本県の公立学校では**全ての学校**に自分のクラスに入りづらい子供たちのために、**校内教育支援センター**や**別室教室**が**開設**されています。

学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校傾向の子供たちの登校復帰を支援します。
詳細は、在籍校に相談してください。



お知らせ



学校に行けない子供について考える保護者の会

不登校児童生徒の保護者支援については、保護者が悩みを抱えて孤立せず適切な情報や支援を得られることが大切なことから、本県では例年保護者の会を実施しています。

内容については下記の通りです。

- (1) 加賀、小松、金沢、羽咋、七尾、穴水、珠洲の県内7カ所で、各やすらぎ教室の主催のもと実施しています。
- (2) 「子供にどう接したらよいか分からない」「進学や就職はどうなるのだろう」など、それぞれの悩みや不安に応じて見通しを立てられるよう一緒に考える会です。
- (3) 保護者同士の懇談会には、スクールカウンセラーが参加し、専門的なアドバイスを得ることができます。
- (4) 参加した保護者からは、「同じ悩みを持つ親と話せて良かった」「学校の先生ともまた相談したい」などの声が聞かれています。
- (5) 各市町でも、保護者の会を行っているところがあります。

多様な学びの場、居場所を確保

石川県内の学校では、児童生徒が希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつないでオンライン学習等を受けられるようにしています。

また、社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会、NPOやフリースクール等と連携して、身近な地域で、人とながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げています。

さらに、不登校児童生徒の学びの場として、夜間中学の活用も進めています。

お知らせ



高等学校における遠隔授業及び通信教育の活用

現在、高校では遠隔授業等による単位認定を校長の判断によって一定の範囲内で可能とすることにより、学ぶ意欲はありながら学校に行けない生徒の学習機会の確保について取り組んでいます。具体的には下記の通りです。

- (1) 全日制・定時制課程において、不登校生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。
- (2) 不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）で遠隔授業を履修することができる。
- (3) 上記により修得する単位数は計36単位までとする。

※詳細はお子さんの在籍校にお問い合わせください

石川県立あすなろ中学校（夜間中学校）

学び直しの拠点となり、多様な学習機会を提供できる学校として、令和7年4月に県内初の夜間中学である「あすなろ中学校」が開校しました。年齢や国籍などに関係なく、生徒一人一人が生き生きと学び、自らの可能性を広げることができます。

所在地：金沢市泉本町6丁目105 県立金沢中央高等学校地内

対 象：県内在住で学齢期を経過した方、または県内で働いている方のうち、原則以下のいずれかに該当し、入学を希望する方。

- ・ 様々な理由により義務教育を修了できなかった方
- ・ 不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方
- ・ 本国で義務教育を修了していない外国籍の方

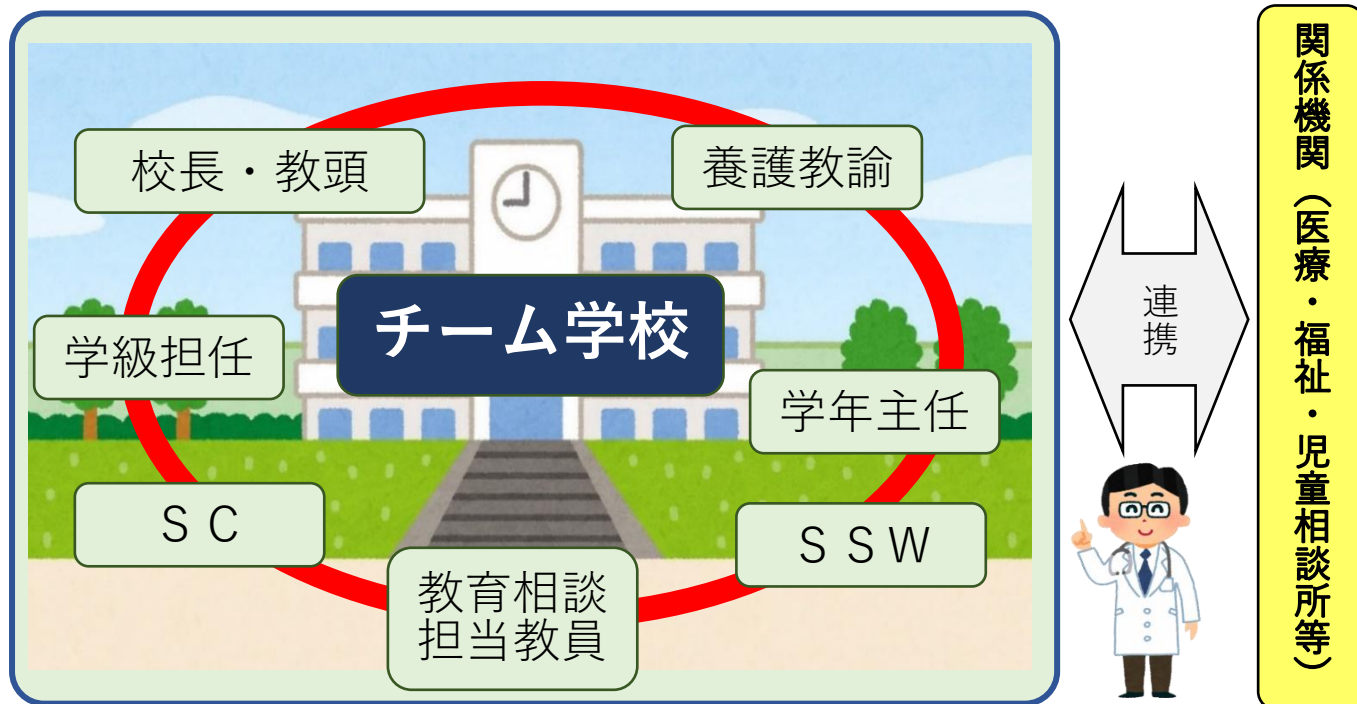
授 業：月曜から金曜までの週5日 17時55分～20時55分

習熟度別の3コースと日本語習得に重点を置いたコースを開設



3 児童生徒の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します

不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「先生に相談してもいいのかな？」など、学校に相談することを躊躇する児童生徒もありますが、1人1台端末を活用するなどして、うまく表現できない小さなSOSに早期に気づくことができるようにしています。関係者が一丸となって児童生徒および保護者を支援します。



遅刻や欠席が増えてきたり、学校に行けなくなったりした場合には、まずは学校にご相談ください。学校では、学級担任だけでなく、学年主任、教育相談担当等が窓口となり、管理職、養護教諭などと連携して対応します。さらに、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）などの専門家にも相談できます。

スクールカウンセラー

本県では小・中・高校全校配置



児童生徒の心のケアや、保護者の相談、ストレスへの対処方法等、心に関する対応を行う心理の専門家で、教育委員会から学校に配置または派遣される方のことです。公認心理師・臨床心理士などの資格を持っている方が多くいます。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校に派遣される方のことです。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をもっている方が多くいます。

関係機関(医療・福祉・児童相談所等)

児童相談所



18歳未満の子どもの心やからだのこと、家庭や学校での問題などについて、子ども本人や家族・学校の先生・地域の方々等からの相談を受け、子どもが明るく健やかに成長していけるようお手伝いをする相談機関です。児童相談所は県内に3ヶ所あります。

	石川県中央児童相談所	石川県七尾児童相談所	こども相談センター (金沢市児童相談所)
所在地	金沢市本多町 3-1-10	七尾市古府町そ部 8-1	金沢市富樫 3-10-1
電話	076-223-9553	0767-53-0811	076-243-4158 (平日 9:00~17:45)
対象地域	かほく市以南 (金沢市除く)	宝達志水町以北	金沢市

石川県こころの健康センター

対人関係や性格の悩み、ストレスによる心身の不調、学校や家庭内で起こる心の問題、ひきこもりの悩み等、幅広く心の問題に関する面接相談や電話相談を行っています。面談相談は予約制です。
お問い合わせ窓口 (076-238-5750)



金沢法務少年支援センター (金沢少年鑑別所)

思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、子どもの能力や性格の調査、子どもや保護者に対する心理相談など、青少年の健全育成に関する活動を支援しています。お問い合わせ窓口 (076-222-4542)

若者サポートステーション石川

仕事をしていない方で、働くことに対して不安や悩みを抱えている15歳から49歳までの方とその家族を対象に、働くための準備を支援します。「どんな仕事をすればいいか分からない」という方の話をお聞きし、自ら進む方向を決めていくサポートをします。サポートは予約制です。お問い合わせ窓口 (076-235-3060)

4 学校を、児童生徒のみんなが安心して学べる場所にします

児童生徒が自ら学びたくなる授業や一人一人に合った個別最適な学び、子供たちが主体的に参加する学校のルール作りなどに取り組み、学校をみんなが主役となって、みんなが安心して学べる場所にします。

学校の取り組みを見える化

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等を把握し、状況に応じて学校運営を改善します。

授業改善

子供たちがそれぞれ活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、1人1台端末を活用した学習進度の把握や興味関心に応じた指導など、一方通行型ではない、子供たちの特性に合った柔軟な学びの実現を目指します。

いじめ等の問題行動には毅然とした対応

いじめや校内暴力等の問題行動には、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は、直ちに警察に相談・連絡する体制を整えます。

いろいろな個性や意見を認め合う場を整備

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備とあわせて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整えます。

また、外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、共に学び合える環境づくりを目指します。



学校と保護者・地域の協力体制づくり

子供たちにとって、学校は様々なことが際限なく起こる小さな社会です。その中で、家族や先生の指導や励まし、友人の協力や励ましを受けつつ、自ら成長させていきます。子供たちの知・徳・体を最大限に伸ばしていくためにも、学校と保護者が子供の様子について共通理解し、協力して育てていくことが大切です。

お知らせ

冊子「『伸び伸びと明るく過ごせる学校づくり』を進めましょう」

令和7年3月に県教委と市町教委連合会、県PTA連合会が合同で、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた上記の冊子を発行しました。具体的な役割や協力のポイントも紹介してありますので、ご一読いただくとともにご協力をお願いします。



不登校支援の基本的な考え方

子供への理解

学習指導要領解説、文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）より



Q: どうして学校へ行けなくなる子供が出てくるのですか？

A: 人間関係での悩みや、身体の不調、生活リズムの乱れなど、学校に行けなくなるきっかけは多岐にわたります。最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけが「自分でもよく分からない」とする子供も2割以上います。

取り巻く環境によって、どの子どもにも起こりうるものであり、決して「問題行動」と捉えてはいけません。

不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともあります。

不登校支援の考え方

Q: 不登校支援として何を目標せばいいのですか？

A: 社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要です。

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要です。



保護者の皆様にお伝えしたいこと

石川県こころの健康センター所長角田雅彦氏、
金沢大学准教授原田克巳氏より

Q: 学校に行けない子供に対して、どのように接したらよいですか？

A: 学校に行けなくなる要因には、大きく分けて、①対人不安・集団不安、②エネルギーの低下の2つがあります。中には、人と接するだけでも疲れてしまう子もいます。エネルギー回復のために、まずは、ゆっくりと休むことが必要です。対人不安・集団不安があまり見られない場合は、エネルギーの回復とともに改善する傾向にあります。

エネルギーが低下しているときには、日常の声かけに努め、返事は求めないようにしましょう。そして、自分のペースで過ごさせてあげましょう。本人を問い詰めても、改善にはつながりません。無理に連れ出そうとするのは、むしろ逆効果となることが多いです。

回復には、安心・安全な環境、理解してくれる人の存在が必要です。安心・安全な環境とは、子ども自身が「安心・安全だ」と感じられる環境です。最初は、本人のペースで過ごさせましょう。ご自宅の居心地が良すぎるからといって、学校に行けない状況が長引くことはありません。

子どもが好きなこと、やりたいことを見つける手助けをしてあげましょう。親の期待や理想、満たされなかった願いが子どもへのお仕着せになることは良くありません。

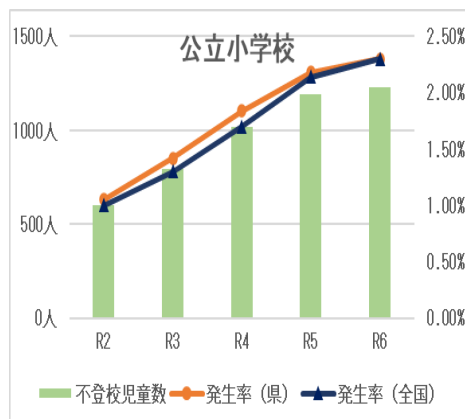


専門家も含めて、いろいろな人の力を借ります。誰かとの対話を「変化のチャンス」と捉えましょう。

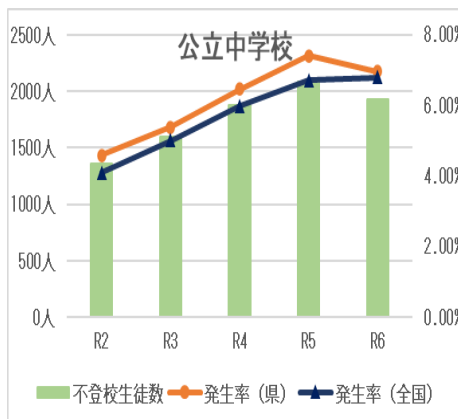
参考 不登校に関する資料

県内公立学校の不登校の現状

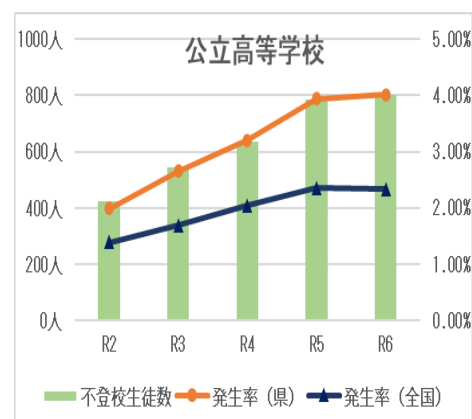
文部科学省「令和6年度問題行動等調査」より作成



R2年 約100人に1人
↓
R6年 約45人に1人



R2年 約20人に1人
↓
R6年 約15人に1人

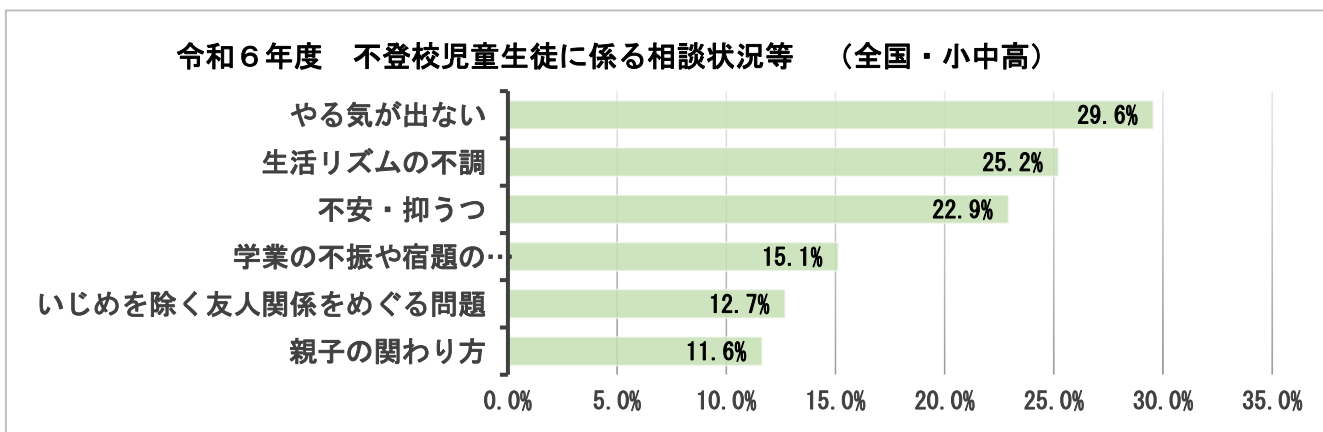


R2年 約50人に1人
↓
R6年 約25人に1人

不登校児童生徒に係る相談状況

不登校児童生徒について把握した事実

下のグラフは、文部科学省が令和6年度に実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒・保護者が学校に相談した内容の上位6項目を示したものです。



文部科学省「令和6年度問題行動等調査」より作成

その他にも様々な相談が学校に寄せられました。

家庭生活の変化

特別な教育支援

個別の配慮

転編入学、進級時の不適応

あそび、非行

教職員との関係

学校のきまり

いじめの被害

参考 チェックシート「不登校・登校しぶりの子供が出すサイン」

不登校傾向の子供は、サインを出している場合が多く、家庭や学校で子供の変化を見逃すことなく早期に対応する必要があります。

不登校は、特定の子供に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの子供にも起こり得るものとしてとらえ、理解を深めることが必要です。

不登校・登校しぶりの子供が出すサイン

- ☐ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ☐ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ☐ 視線をそらしたり、話しかけられることを嫌がったりする。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 起床時間が遅くなり、朝の目覚めが悪くなる。
- ☐ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ☐ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ☐ 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ☐ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 学校の話をしなくなり、「学校が楽しくない」などと言い出す。
- ☐ 友人との関わりが少なくなる。
- ☐ 部活動や校外活動をやめたがるようになる。
- ☐ 登校時刻になると、頭痛、腹痛などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ☐ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。

その子らしく
穏やかに
幸せに

※掲載されている情報は、令和8年3月現在のものです。
最新情報については、各機関等に直接お問い合わせください。

石川県教育委員会事務局 学校指導課
〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地